

## 乗鞍自動車利用適正化方針 [R3~5]

乗鞍岳の貴重な自然環境を保全し、快適な利用環境を確保するとともに、地域振興と環境教育の場として活用するため、下記のとおり自動車利用の適正化方針を定める。

なお、適正化方針の実効性を上げるため、地元関係者との連絡を密にし、中長期的視点に立った抜本的対策が実施できるよう努めるものとする。

### 記

#### 1. マイカー規制の実施

- (1) 主要地方道乗鞍公園線（乗鞍スカイライン）へのマイカー乗り入れを全面的（5月15日から10月31日まで）に規制する。
- (2) 乗り入れを認める車両は、乗合バス、貸切バス、乗車定員11人以上の自家用バス、タクシー、緊急車両、自転車及び警察署長の許可を得た車両とする。
- (3) 5月15日から10月31日までの期間のうち、5月、6月及び10月は18時から翌朝7時まで、7月から9月までは18時から翌朝3時半までの夜間の通行を規制する。

#### 2. 広報計画

- (1) 標識・看板・横断幕の設置やチラシの配布、ホームページ等広報の徹底により、適正化方針の内容の周知を図る。
- (2) マイカーによる来訪者に対し、「マイカー規制中」であること及び高山市丹生川町久手又は高山市奥飛騨温泉郷地内での駐車・シャトルバス乗換について周知徹底を図る。
- (3) 道路情報板、道路交通情報等により、山頂乗鞍鶴ヶ池駐車場及びシャトルバス乗換駐車場の混雑状況等、情報提供に努める。
- (4) 来訪者に対し、乗鞍岳の貴重な自然を守るため「自然公園の利用のマナー」を広報する。
- (5) 自転車利用者に対し、乗鞍スカイラインにおける通行規制（夜間の通行規制）内容及び安全利用を周知徹底、指導する。

#### 3. 自然保護の推進

- (1) 「自然公園の利用のマナー」向上と貴重な自然環境の保全に努める。

- (2) 乗鞍岳の生態系保全のために、外来植物の侵入防止や除去対策などに努める。
- (3) 乗鞍岳の自然を体験しながら環境保護及び生物多様性保全について学ぶという、環境教育の場としての活用を図る。
- (4) 自然保護推進施策の実施に当たっては、乗鞍美化の会等関係団体と連携を図る。

#### 4. 環境への配慮

- (1) アイドリングストップを励行するよう、「アイドリングストップ運動」を推進する。
- (2) シャトルバス、路線バスへの低公害車両の導入促進に努める。
- (3) ペットの持ち込みを原則禁止とする。
- (4) 観光貸切バス事業者に対して、低公害車輛の導入促進を呼びかける。
- (5) 乗入れ車両の排出ガス規制に係る調査・研究を行う。

#### 5. 地域（観光）振興

- (1) マイカー規制や環境保全活動によって、乗鞍岳が、環境に十分配慮されている場所であることをPRし、全国のモデルとなりうるよう徹底した「環境保全型観光地」を目指す。
- (2) 上高地、乗鞍高原等長野県側と連携した広域観光ルートの開発や、第一級の自然資源を活用した自然体験型ツアー等により、「滞在型観光地づくり」を目指す。
- (3) 乗鞍岳の特色を生かした各種イベントの開催、自然ガイドの充実、観光関連部門と運輸部門（タクシー、シャトルバス）との提携及び“歩く利用”の促進等の振興策を促進し、来訪者の増加を図る。
- (4) 近年大幅に通行台数が増加している自転車の利用については、安全な通行の確保及び自然環境への配慮に努めるとともに、適正な利用のあり方について検討を進め、自転車利用者を含めた振興策を検討する。
- (5) 訪日外国人向けの多言語での情報発信や、高齢者、障がいのある方に配慮した施設改修など、乗鞍岳の魅力の周知や向上に努める。
- (6) 「中部山岳国立公園南部地域利用推進プログラム」、「岐阜県中部山岳国立公園活性化基本計画」及び「飛騨山脈ジオパーク構想」を踏まえ、それぞれの関係する協議会等と連携を図り、これらの取り組みを積極的に支援する。
- (7) 振興策の実施に必要な経費の負担については、別途協議する。
- (8) マイカー規制期間中の目標入山者数は、自然環境の保護と適正な利用との調和を図ったものとする。（当面の目標入山者数は20万人を目安とする。）
- (9) 自然災害から利用者の安全を確保するため、関係機関との連携を図る。

- (10) 感染症発生時には、乗鞍岳における感染の発生、拡大防止のため関係機関と連携し迅速かつ適切な対応を図るとともに、感染症対策に努める。

#### 6. マイカー規制実施方法等の見直し

- (1) マイカー規制実施による自然環境への影響に関する各種調査の結果を基に、地域への経済波及効果等も考慮し、マイカー規制実施方法等について原則3年ごとを目途に見直す。ただし、振興策を実施するに当たって、方針を見直す必要がある場合は、随時協議するものとする。
- (2) マイカー規制実施に当たっては、長野県側と随時情報交換及び協議を行い、連携を図っていくものとする。
- (3) 高山市民をはじめ広く関係者が参画し、乗鞍岳のあり方を考える機会を継続して設けるものとする。
- (4) 電気自動車実証実験事業や早期開通、夜間通行等のマイカー規制実施方法に関する取り組みについては、引き続き検討を行っていくものとする。
- (5) 夜間通行は、限定日において取り組むものとし、これにより星空の綺麗な乗鞍岳の魅力発信を図る。